

こども医療費助成制度について

南砺市では、お子さんが病院等で保険診療を受けられた際の医療費を
中学校3年生まで助成しています。

●対象となる人

市内に住む健康保険に加入している中学3年生までのお子さんで受給資格証をお持ちの方

●助成内容

医療機関等で診療を受けた際の医療費（保険適用分）の自己負担分について
入通院ともに中学3年生まで助成します。

●助成方法

○現物給付（医療機関窓口での負担なし）

医療機関等で診療を受ける際に健康保険証と受給資格証（平成31年4月1日以降に発行されたもの）を提示してください。対象の医療機関は年齢により異なります。

★0歳（※）・・・**県内**の医療機関（※ 誕生日の前日の属する月の末日まで）

★1歳以上・・・**呉西6市**

（南砺市、砺波市、高岡市、小矢部市、射水市、氷見市）内の医療機関

上記医療機関以外で診療を受けられた場合は、償還払いの申請をお願いします。

○償還払い（医療機関窓口での支払い後、申請することで返還を受ける）

行政センターまたはこども課で申請手続きをお願いします。

【申請に必要なもの】

- ・ 受給資格証
- ・ 医療機関で支払った医療費の領収書の原本
- ・ 認め印
- ・ 振込口座のわかるもの（※受給資格証に記載の保護者名義のもの）

☆ **受診された月の翌月以降に月毎にまとめて申請ください。振込日は申請した翌月25日です。**

年 齢	富山県内の医療機関		県外の医療機関
	呉西6市の医療機関 （南砺市、砺波市、 高岡市、小矢部市、 射水市、氷見市）	呉西6市外の 医療機関	
0歳 （誕生日の前日の属する月の末日まで）	現物給付		償還払い
1歳以上 ～ 中学3年生	現物給付	償還払い	

●助成資格の変更

健康保険証や住所など記載の内容に変更があった場合は、速やかに変更の手続きをお願いします。

●注意事項

日本スポーツ振興センター災害共済給付に該当する場合（保育園・幼稚園・学校での災害等）には、給付が優先され医療費助成の対象外となります。

●問合せ先

南砺市教育委員会こども課 南砺市井波520番地 0763-23-2010